

公益財団法人宮城県市町村振興協会
新市町村振興宝くじ市町村交付金交付規程

〔平成24年 4月 1日
規程第 19号〕

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第2号に基づき宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）に交付する市町村交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の財源)

第2条 交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって宮城県がこの法人に交付する交付金（以下「県交付金」という。）を財源とする。

(交付基準)

第3条 交付金の交付基準は、各市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）及び各市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という。）とし、その割合は、県交付金の2割を均等割、8割を人口割とする。

2 県交付金の預金から生じる利息等は、翌年度の県交付金と合わせて交付する。

3 交付金の単位は円単位とする。

(対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に定める事業で、市町村が必要とするものとする。

(交付手続)

第5条 理事長は、県交付金の額が確定した場合は、第3条により算出した額を市町村に通知（様式第1号）するものとする。

2 市町村は、前項の通知を受けた時は、指定期日までに事業計画書（様式第3号）を添えて、交付金の支払を申請（様式第2号）するものとする。

3 理事長は、前項の申請書を受けた時は、その事業計画の内容を審査しなければならない。

4 理事長は、審査の結果、事業計画の事業が前条の対象事業である場合は交付額を決定し、速やかに市町村に交付金を交付するものとする。

(事業報告)

第6条 交付金を受けた市町村は、当該年度終了後一ヶ月以内に、事業報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

宮 振 第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人宮城県市町村振興協会
理 事 長

新市町村振興宝くじ市町村交付金の交付額の確定について

新市町村振興宝くじ市町村交付金交付規程第 5 条の規定に基づき、平成 年度の
新市町村振興宝くじに係る市町村交付金の交付額が下記のとおり確定しましたので通知
します。

なお、規程第 5 条第 2 項に基づき、事業計画書を添付して様式第 2 号により、平成 年
月 日までに支払申請願います。

記

- 1 交付金額 円
- 2 交付月日 平成 年 月 日
- 3 留意事項 交付金は、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 32 条に規定する、
公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に
推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源とするもの
であること。
- 4 参 考 交付金の算出内訳（別紙のとおり）

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人宮城県市町村振興協会

理 事 長 殿

団体名

代表者名

印

新市町村振興宝くじ市町村交付金支払申請書

平成 年 月 日付宮振第 号で通知のあった、平成 年度の新市町村振興宝くじに係る市町村交付金について、新市町村振興宝くじ市町村交付金交付規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり支払いを申請します。

記

1 交付金申請額 円

2 振込先

(1) 金融機関名 _____ 銀行・金庫 _____ 支店 _____

(2) 預金種目 _____ 口座番号 _____

(3) フリガナ
口座名 _____

様式第3号（第5条第2項関係）

事業計画書

新市町村振興宝くじ市町村交付金交付規程第5条第2項の規定に基づき、平成 年度新市町村振興宝くじに係る市町村交付金を充当する事業の計画は、下記のとおりです。

記

（単位：円）

事業名	事業費	財源内訳	
		その他	交付金
国際化の推進に係る事業 ()			
人口の高齢化、少子化等に対応するための 施策に係る事業 ()			
情報化に係る事業 ()			
芸術・文化の振興に係る事業 ()			
災害対策及び災害の予防に係る事業 ()			
地域経済の活性化に係る事業 ()			
社会貢献活動に係る事業 ()			
環境の保全及び創造に係る事業 ()			
公共団体が運営に相当程度関与する博覧会 等（総務大臣指定）に係る事業等 ()			
共通課題の調査・研究及び人材育成に係る 事業 ()			
公共事業 ()			
計			

平成 第 年 月 日

公益財団法人宮城県市町村振興協会
理事長 殿

団体名
代表者名 印

事業報告書

新市町村振興宝くじ市町村交付金交付規程第6条の規定に基づき、平成 年度新市町村振興宝くじに係る市町村交付金の使途について、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	財源内訳	
		その他	交付金
国際化の推進に係る事業 ()			
人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業 ()			
情報化に係る事業 ()			
芸術・文化の振興に係る事業 ()			
災害対策及び災害の予防に係る事業 ()			
地域経済の活性化に係る事業 ()			
社会貢献活動に係る事業 ()			
環境の保全及び創造に係る事業 ()			
公共団体が運営に相当程度関与する博覧会等（総務大臣指定）に係る事業等 ()			
共通課題の調査・研究及び人材育成に係る事業 ()			
公共事業 ()			
計			

地方財政法第三十二条（抄）

〔 昭和二十三年七月七日 〕
〔 法律 第 百 九 号 〕

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令

〔 昭和六十三年二月五日 〕
〔 自治省令 第 四 号 〕

地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第一号については平成二十九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業